

八潮市告示第317号

八潮市北部拠点まちづくり推進地区の開発に関するパートナー企業の選定に係る公募型プロポーザルの実施について

八潮市北部拠点まちづくり推進地区の開発に関するパートナー企業の選定について、公募型プロポーザル方式によりパートナー企業を公募するので、次のとおり公告する。

令和6年8月30日

八潮市長 大山 忍

1 公募の概要

(1) 目的

産業拠点形成に係るパートナー企業として、その実績等を基に優れた企画力と実行力を有する民間事業者を公募するもの。

(2) パートナー企業の役割

パートナー企業の役割については、「八潮市北部拠点まちづくり推進地区の開発に係るパートナー企業選定【募集要項】」による。

(3) 参加資格

① 構成要件

応募者の構成は、以下のア、イのいずれかとする。

ア 単独事業者による応募

イ グループによる応募

② 資格要件

単独事業者の場合は、以下の要件を満たす者とする。

グループで応募する場合は、代表者が以下の要件を満たす者でなければならない。

ア 本事業の目的を十分に理解し、市と協力して事業に取り組む意欲を有する者

イ 事業者として本事業を全うできる資力・信用を有する者

ウ 本事業の遂行に必要な資格を有するもので構成し、又は関連会社・協力会社を含めて必要な資格等を網羅し、一連の業務を確実に遂行できる者

③ 応募非適格者

以下のいずれかに該当する者は、応募できない。

なお、グループで応募する場合は、グループの構成員全てが対象となる。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準に基づく指名停止措置又は八潮市建設工事等に係る暴力団排除措置要綱に基づく指名除外措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者

エ 国税、都道府県税及び市町村税を滞納している者

オ 事業者、事業者の役員又は従業員（以下、「事業関係者」という。）が過去から現在に至るまで暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び八潮市暴力団排除条例（平成25年条例第8号）第2条に規定する暴力団をいう。）ではなく、事業関係者が反社会勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際したり維持・運営に協力若しくは関与している者

2 審査方法

(1) 一次審査

① 審査の進め方

本市は、参加者から提出された「事業実績」及び「本事業への取り組み方」、「資格要件」について審査・評価を行い、その結果について八潮市北部拠点まちづくり推進地区事業提案選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の承認を得る。

② 実施日

令和6年9月30日（月）から令和6年10月11日（金）

③ 評価基準

評価項目		評価基準
事業実績	内容	評価対象となる事業実績を有する。
		高速自動車国道等の出入口からの距離が1km以内である。
	三大都市圏における事業実績である。	
件数	「(3) エ 評価対象」に示す内容を満たす事業実績件数に応じて加点する。	
本事業への 取り組み方	事業体制 組織体制	本事業は長期的な事業となるため、継続性のある事業体制・組織体制であるかを評価する。
	土地所有者や 地元住民 との関係性	本事業は土地所有者や地元住民をはじめ、地域の方々の理解が重要となるため、良好な関係性を築く能力・意思があるかを評価する。

(2) 二次審査

① 審査の進め方

一次審査の通過者から提出される企画提案書の内容に基づき、選定委員会において審査・評価を行い、最優秀提案者及び次点者を選定する。

審査・評価は、選定委員会におけるプレゼンテーション及びヒアリングにより行い、参加表明書等の提出者が1者であっても企画提案書の審査・評価を行う。

② 実施時期

令和7年1月中旬から下旬

③ 提案項目

テーマ	提案項目
1. 事業コンセプト	本地区における事業方針
	地区全体のゾーニング

2. 開発エリアごとの土地利用・機能整備に係る提案	地域の核としてふさわしい産業拠点形成に資する流通業務施設・モノづくり施設（工業施設・研究施設）に関する土地利用・機能整備に係る提案
	地元住民の生活利便性や地域価値の向上に繋がる商業施設の立地に関する土地利用・機能整備に係る提案
	生活環境や教育環境に配慮した施設立地・操業の考え方
3. 地域貢献策	市や地元住民等に対する地域貢献の考え方
4. 地域課題への対応	北部拠点まちづくり推進地区開発基本方針で示す課題への対応の考え方
5. 事業計画	事業スケジュール等
6. パートナー協定締結後に協議したい事項	より良い事業とする観点から、パートナー協定締結後に本市や関係機関等と協議を実施したい事項

3 手続き等

(1) 担当課

八潮市 都市整備部 北部拠点整備課

〒340-8588

埼玉県八潮市中央一丁目2番地1

TEL : 048-996-2111 (代表 : 内線875)

E-mail : hokubu@city.yashio.lg.jp

(2) 実施要領等の配布日、場所及び方法

① 配布日

令和6年8月30日(金)から。

② 配布場所

募集要項等は、八潮市ホームページからダウンロードにより配布する。

(3) 参加表明書等の受付期間、提出場所及び提出方法

① 受付期間

令和6年9月13日(金)から令和6年9月27日(金)までの期間における土日祝日を除く午前8時30分から午後3時まで。

② 提出場所

上記(1)担当課に同じ。

③ 提出方法

参加希望者は、参加に必要な書類等(様式1から5)に必要事項を記載の上、その他必要書類を添付し、受付期間内に郵送により提出すること。

(4) 企画提案書等の受付期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和6年11月6日(水)から令和6年12月13日(金)までの期間における土日祝日を除く午前8時30分から午後3時まで。

② 提出場所

上記(1)担当課に同じ。

③ 提出方法

一次審査通過者は、企画提案書等を受付期間内に郵送により提出すること。

4 その他

本公募手続きの詳細は、「八潮市北部拠点まちづくり推進地区の開発に係るパートナー企業選定【募集要項】」及び「八潮市北部拠点まちづくり推進地区の開発に係るパートナー企業選定【審査要領】」、「八潮市北部拠点まちづくり推進地区の開発に係るパートナー企業選定【企画提案書作成要領】」による。